

1000万人の保険 小さな掛金・大きな補償

平成28年度
(2016年度)

スポーツ安全保険のあらまし[®]

◆ 保険制度の改定を実施しました

主な改定箇所

- ①「子どもへのスポーツ活動の指導・審判」を補償するAC区分を廃止(C区分またはB区分に統合)
- ②C区分を「64歳以下の大人」限定の加入区分に変更
- ③B区分の掛金を1,200円/人に変更
- ④通院保険金の支払限度日数を30日限度に変更
- ⑤後遺障害保険金の支払保険金額の算出方法を一部変更
- ⑥加入できる団体の人数要件を4名以上に緩和



公益財団法人 スポーツ安全協会



①スポーツ安全保険とは

加入対象

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上の団体・グループが、ご加入になれます。

誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動(社会教育活動)に参加できるようにするために、(公財)スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる公益目的事業です。

加入手続きを行った4名以上のアマチュアの団体・グループの構成員を被保険者(補償の対象となる方)とし、(公財)スポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社8社(P.8参照)との間に、傷害保険(突然死葬祭費用担保特約付)と賠償責任保険を一括契約しています。

(注)ご加入いただけない団体の例

× 家族だけで活動する団体 × プロスポーツを行う団体 × 営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)

傷害保険

急激で偶然な外因の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

※熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分で加入の場合でも「団体活動中およびその往復中」のみが対象となります。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

※AW区分で加入の場合でも「団体活動中およびその往復中」のみが対象となります。

補償対象となる事故の範囲 日本国での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

団体での活動中

加入手続きを行った「団体の管理下」における団体活動中(注)の事故

※AW区分に限り、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も対象となります。ただし、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒および突然死を除きます。

(注)詳しくはP.2、P.3の各種解説①②⑦をご覧ください。

団体活動への往復中

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注)との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

対象とならない例 ◆ 次にあげるものは「団体管理下の団体活動」とはなりません。

- × ソフトボールの団体で加入をしているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
- × 自転車や陸上競技、スキーなどの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- × 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合



●個人でスキーに出かけた場合